

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月28日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

香川県病院局管理規程第4号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 別表第10に掲げる職を占める職員（<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を除く。</u>）に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員に係る別表第10の区分欄に定める区分に応じ、別表第11の管理職手当の欄に定める額（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつてはその額に香川県病院局企業職員就業規程（平成19年香川県病院局管理規程第10号。以下「就業規程」という。）第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、同条第3項に規定する任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同項又は同条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</u>）とする。</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第8条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>(管理職手当)</p> <p>第7条 管理職手当を支給する職及びその職に係る管理職手当の区分は、別表第10のとおりとする。</p> <p>2 別表第10に掲げる職を占める職員に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員に係る別表第10の区分欄に定める区分に応じ、別表第11の管理職手当の欄に定める額とする。</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第8条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>臨床業務手当</u></p> <p>(4)～(7) 略</p>

第11条・第12条 略

(夜間看護等手当)

第13条 略

(1) 病院等に勤務する医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、看護師又は准看護師が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われる看護業務又は救急医療に関する業務に従事した場合

(2) 略

2 略

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 管理職手当を受ける職員 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 勤務時間が6時間以上である場合 勤務1回につき20,000円

(イ) 勤務時間が3時間以上6時間未満である場合 勤務1回につき15,000円

(ウ) 勤務時間が3時間未満である場合 勤務1回につき10,000円

イ アに掲げる職員以外の職員 勤務1回につき1,240円

3 略

(併給禁止)

第14条 前条第1項第2号に掲げる場合に係る夜間看護等手当を支給されるときは、管理職員特別勤務手当は、支給しない。

(臨床業務手当)

第11条 臨床業務手当は、病院等に勤務する医師又は歯科医師が臨床に関する業務に従事したときに支給する。

2 臨床業務手当の額は、従事した日1日につき1,200円とする。

第12条・第13条 略

(夜間看護等手当)

第14条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、看護師又は准看護師が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われる看護業務又は救命救急センターにおける救急医療に関する業務に従事した場合

(2) 病院等に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員で管理者が定めるものが正規の勤務時間以外の時間において、管理者が定めるところにより、救急医療等に関する業務に従事した場合

2 夜間看護等手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる場合 勤務1回につき1,240円

3 略

(死体取扱手当)

第15条 略

(宿日直手当)

第16条 略

(1) 就業規程第7条第1項第1号に掲げる勤務

(2)～(4) 略

2～4 略

(支給額の特例)

第18条 略

(育児短時間勤務職員等についての特例等)

第19条 育児短時間勤務職員等及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する第11条及び第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11条第2項第2号	11,000円	11,000円に就業規程第3条第2項若しくは第3項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「勤務割合」という。)を乗じて得た額
第12条第2項第1号	30,800円	30,800円に勤務割合を乗じて得た額
第12条第2項第2号	12,400円	12,400円に勤務割合を乗じて得た額
第12条第2項第3号	22,000円	22,000円に勤務割合を乗じて得た額
第12条第2項第4号	32,400円	32,400円に勤務割合を乗じて得た額
第12条第2項第5号	21,600円	21,600円に勤務割合を乗じて得た額

附 則

(死体取扱手当)

第15条 略

(宿日直手当)

第16条 宿日直手当の支給される勤務は、次に掲げる勤務とする。

(1) 香川県病院局企業職員就業規程(平成19年香川県病院局管理規程第10号。以下「就業規程」という。)第7条第1項第1号に掲げる勤務

(2)～(4) 略

2～4 略

(支給額の特例)

第18条 略

附 則

(技能職給料表の適用を受ける職員の給与の特例)

(平成20年度から平成22年度までの間における職員の給与の特例)

- 3 職員の受ける給料月額と第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により支給されることとなる職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年香川県条例第14号)附則第6項から第8項まで又は技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年香川県規則第31号)附則第2項の規定による給料の額との合計額並びに管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、知事等の給与等の特例に関する条例(平成20年香川県条例第11号)第1条第3項及び第4項、第3条、第4条第1項、第5条第1項及び第3項、第6条第1項及び第2項、第7条第3項、第8条第1項並びに技能職員の給与の特例に関する規則(平成20年香川県規則第24号)の規定の例により算定した額とする。この場合において、同条例第1条第3項及び第3条中「給料の特別調整額」とあるのは「管理職手当」と、知事等の給与等の特例に関する条例第1条第4項及び第2条第2項の職員及び割合を定める規則(平成20年香川県規則第23号)第1条中「職員とし」とあるのは「職員及び切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則(平成18年香川県人事委員会規則第7号)第5条の人事委員会の定める職員に相当する職員であって、同条の人事委員会の定める額に相当する額がその者に適用される給料表の種類に応じて次の各号に規定する職務の級の号給に相当する額となる職員とし」とする。

(初任給調整手当の特例)

- 4 当分の間、第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により支給されることとなる給与条例第7条の3の規定による初任給調整手当のほか、医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対して、月額50,000円(育児短時間勤務職員等にあつては、その額に就業規程第8条第1項の規定に

- 3 平成19年3月31日において技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年香川県規則第31号)附則第3項の適用を受けていた職員の職務の級、給料月額及び標準職務は、第3条から第5条まで及び第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により適用されることとなる技能職員の給与に関する規則第5条の規定にかかわらず、同項の規定の適用を受ける者の例による。

(平成19年度における職員の給与の特例)

- 4 職員の受ける給料月額と第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により支給されることとなる職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年香川県条例第14号)附則第6項から第8項まで又は技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年香川県規則第31号)附則第2項若しくは第3項の規定により支給される給料の額との合計額並びに期末手当、勤勉手当及び管理職手当の額は、平成19年度においては、知事等の給与等の特例に関する条例(平成19年香川県条例第1号)第3条及び第4条並びに技能職員の給与の特例に関する規則(平成19年香川県規則第19号)の規定の例により算定した額とする。この場合において、同条例第3条及び第4条中「給料の特別調整額」とあるのは、「管理職手当」と、知事等の給与等の特例に関する条例第4条第1項及び第2項の職員及び割合を定める規則(平成19年香川県規則第16号)第1条中「職員とし」とあるのは「職員並びに切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則(平成18年香川県人事委員会規則第7号)第5条の人事委員会の定める職員に相当する職員であつて、同条の人事委員会の定める額に相当する額がその者に適用される給料表の種類に応じて次の各号に規定する職務の級の号給に相当する額となる職員とし」とする。

より定められたその者の勤務時間を就業規程第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)の初任給調整手当を支給する。

別表第2 (第4条関係)

医療職給料表(二) 級別標準職務表

職務の級	標準職務
略	
6級	1 中央病院薬剤部長の職務又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する技師長、薬剤部長(中央病院薬剤部長を除く。)若しくは中央病院副薬剤部長の職務又はこれらに相当する職務
略	

別表第3 (第4条関係)

医療職給料表(三) 級別標準職務表

職務の級	標準職務
略	
3級	主任技師(再任用職員を除く。)の職務
略	

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表第2 (第4条関係)

医療職給料表(二) 級別標準職務表

職務の級	標準職務
略	
6級	中央病院薬剤部長の職務又はこれに相当する職務
略	

別表第3 (第4条関係)

医療職給料表(三) 級別標準職務表

職務の級	標準職務
略	
3級	主任技師(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)を除く。)の職務
略	